

○維持点検等業務委託に係る最低制限価格制度の 事務手続について

平成27年10月23日 建管第1629号
各総合振興局長、各振興局長あて農政部長、
水産林務部長、建設部長

〔沿革〕 平成29年3月30日第2299号、31年4月4日第57号、令和元年9月9日第920号、3年3月31日第1809号、4年3月23日第2986号改正

公共土木施設等の点検、診断、維持その他維持管理に係る業務の委託契約（以下「維持点検等の委託契約」という。）について、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第156条に規定する最低制限価格を設ける契約（以下「最低制限価格制度」という。）の事務手続を定め、平成27年11月1日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用することとしたので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 目的

契約の内容に適合した履行の確保及びダンピング受注の防止を図るため、道が発注する維持点検等の委託契約に係る最低制限価格制度の事務手続を定める。

2 対象契約

支出負担行為担当者は、原則として予定価格が100万円を超える維持点検等の委託契約のうち、農政部長、水産林務部長又は建設部長が別に定めるものに係る競争入札（単価契約は除く。）を行おうとするときは、最低制限価格制度を適用して行うものとする。

3 最低制限価格制度

(1) 最低制限価格の設定の基準

財務規則第156条第1項及び運用方針第156条の規定により関係の部長等が定める基準は、農政部土地改良事業等工事積算基準、農政部施設機械関係積算資料、水産林務部水産基盤整備事業（漁場）設計積算要領、水産林務部森林土木事業設計積算要領又は建設部土木工事積算要領（以下「積算基準」という。）によるものについては、次のアからエまでに定める額の合計額（1円未満切捨て）に、100分の110を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。

また、一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに1円未満を切り捨てた額の合計に100分の110を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 最低制限価格の設定

ア 支出負担行為担当者は、発注しようとする業務委託の契約ごとに(1)の基準により最低制限価格を設定するものとする。

イ 支出負担行為担当者は、特に(1)の基準によりがたいと判断した場合（発注しようとする維持点検等の委託契約が積算基準によらない場合を含む。）は、最低制限価格の設定に当たり、事前に別記第2号様式による最低制限価格設定承認申請書を主管部長に提出し、承認を求めるものとする。

ウ 主管部長は、イの最低制限価格の設定について承認又は不承認の決定をしたときは、別記第3号様式により支出負担行為担当者に通知するものとする。

なお、主管部長が承認の決定をした最低制限価格は、知事が定めたものとみなす。

(3) 予定価格調書の作成

支出負担行為担当者は、最低制限価格を設定したときは、別記第1号様式による当該最低制限価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

(4) 入札参加者への周知

支出負担行為担当者は、最低制限価格を設定したときは、公告又は指名通知の際、最低制限価格を設定している旨を記載するほか、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、現場説明及び入札執行の際に次のことを説明するものとする。

ア 最低制限価格を設定していること。

イ 最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならないこと。

(5) 落札者の決定

支出負担行為担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

4 その他

支出負担行為担当者は、最低制限価格の取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないよう、十分注意しなければならない。

農政部農村振興局事業調整課事業管理グループ
水産林務部総務課管理グループ
建設部建設政策局建設管理課工事管理グループ

別記第1号様式

取扱注意

予 定 価 格 調 書

業 務 名 _____

業 務 番 号 第 号

予 定 価 格 (消費税等込み価格)	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

最 低 制 限 価 格 (消費税等込み価格)	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

注 金額の頭首には、「¥」記号を付すこと。

※ 入札執行時に入札書記載金額との比較に使用する。

予 定 価 格 の 入 札 書 比 較 価 格 (予定価格×100/110)	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

最 低 制 限 価 格 の 入 札 書 比 較 価 格 (最低制限価格×100/110)	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

注1 金額の頭首には「¥」記号を付すこと。

- 「予定価格の入札書比較価格」の算出に当たり1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 「最低制限価格の入札書比較価格」の算出に当たり1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

上記のとおり予定する。

年 月 日

(支出負担行為担当者)

㊞

別記第 2 号様式

取扱注意

最低制限価格設定承認申請書

(記号) 第 号
年 月 日

(主管部長) 様

(支出負担行為担当者)

次の委託業務について、「維持点検等業務委託に係る最低制限価格制度の事務手続について」3の(2)のイの規定に基づき最低制限価格の設定承認を申請します。

業 務 名		指 定 番 号	第 号
最低制限価格		業 務 場 所	
予 定 価 格		予 定 期 間	
設 計 金 額		入札執行予定	年 月 日
最低制限価格 の算定方法及 び当該算定方 法を採用する 理由			

(担当部課名)

決 裁 欄			
起案年月日	年 月 日	決 裁 権 者	
決定年月日		起案責任者	
施行年月日		起 案 者	
整 理 番 号		部 課 係	電 話 番
上記の最低制限価格の設定を承認 (する・しない)。			

- 注 1 この申請書は、第 3 号様式と複写式とし、2 部とも提出すること。
- 2 この申請書の下欄は、本庁において承認の決定をする際に使用するものであるから、部局での申請決定は一般決定の例によること。
- 3 この申請書の送達に当たっては、「書留親展」扱いとすること。

別記第3号様式

取扱注意

最低制限価格設定承認申請書

(記号) 第 号
年 月 日

(主管部長) 様

(支出負担行為担当者)

次の委託業務について、「維持点検等業務委託に係る最低制限価格制度の事務手続について」3の(2)のイの規定に基づき最低制限価格の設定承認を申請します。

業 務 名	指 定 番 号	第 号
最低制限価格	業 務 場 所	
予 定 価 格	予 定 期 間	
設 計 金 額	入札執行予定	年 月 日
最低制限価格 の算定方法及 び当該算定方 法を採用する 理由		

(担当部課名)

承認 (不承認書)

(記号) 第 号
年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

(主管部長)

上記最低制限価格の設定を (承認します・承認しません)。

(担当部課名)

注1 この申請書の送達に当たっては、「書留親展」扱いとすること。